

ルーテル学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024年度大学評価の結果、ルーテル学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総評

ルーテル学院大学は、「キリストの心を心とする」という建学の精神のもと、「『一人ひとりを大切にする教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」ことを使命（ミッション）として掲げ、キリスト教を基盤として、学生一人ひとりが包括的・全人的人間理解を身につけ、いのちと世界についての深い理解と洞察を持ち、対人援助の心を涵養するため、具体的で専門的な援助の知識と技術を身につけることを目指している。「ルーテル学院大学中期計画 2020年度～2024年度」（以下「中期計画」という。）では、「総合的・包括的人間理解の体系的な教育を推進する」「礼拝をはじめとした宗教活動を通して建学の精神を確認する」「包括的人間理解に基づくスピリチュアルケアの理解と実践を進める」ことなどを柱とし、教育目的である「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」ことを目指していたが、2024年3月の理事会において、2025年度より、大学及び大学院の学生募集を停止し、閉学することを決定している。また、2024年度の入学者及び在學生に対しては、引き続き卒業・修了まで責任を持って教育を提供するとともに、教育の質を担保するため、教育研究体制を維持することを理事会で決定している。

上記の建学の精神や使命（ミッション）等を実現するため、学生支援において、「パイオニア学長賞」を設け、学内外で積極的に課外活動等に取り組み、実績を残した学生や学生団体を表彰している。毎年多くの学生が参加する「キャンパスクリスマス」において表彰式を行うことで、活動内容やその成果を学生同士で共有して広く学内へ周知しており、学生のモチベーションの向上に寄与するとともに、学生の主体的な活動を通じて建学の精神や使命（ミッション）を共有し、大学としての一体感を醸成していることから高く評価できる。また、社会連携・社会貢献において、近隣の自治体及び社会福祉協議会と連携して行っている「地域福祉ファシリテーター養成講座」も特筆すべき取り組みである。この講座では、住民の立場から地域の福祉課題の解決等に取り組む人材の養成を目指しており、学生に対しては「地域支援技法Ⅰ、Ⅱ」の

授業として履修できる仕組みとしている。学生は、地域住民とともに地域団体との実践交流会やフィールドワーク、インタビュー等の多様な形態で学びを深めている。また、連携先の自治体を増やすとともに、臨床心理を専攻する学生の履修も可能としており、学際的な学びを目指している。このように、取り組みを強化しながら福祉に関する地域課題の解決に取り組んでおり、大学の専門性を生かした地域貢献活動として高く評価できる。

内部質保証については、「内部質保証委員会」が全学的な内部質保証を推進する役割を担っており、中期計画及び3つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））に基づき実施する自己点検・評価の結果を集約し、課題の抽出と対応方策の検証結果について、学長を議長とする「大学運営会議」に上程している。そこで現状の確認、課題の整理を行うとともに、学長が各部署に改善を指示している。改善・向上の取り組み及び進捗については、「内部質保証委員会」が管理・推進する体制としており、このシステムのもとで建学の精神や使命（ミッション）の実現に向けてカリキュラム改革などに取り組んでいる。

教育については、学部・研究科ともに学位授与方針や教育課程の編成・実施方針に基づき、社会福祉学や臨床心理学の科目を中心に専門領域を横断的に履修できるように教育課程を編成し、少人数でのディスカッションや事例検討など、学生が能動的に学習できる授業方法を多く採り入れるとともに、社会福祉士・臨床心理士・公認心理師等の資格取得のためのカリキュラムも設けている。学部においては、単位の実質化を図るため、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しており、全学生に対して「学生アドバイザー」による履修指導を毎学期実施している。また、学位授与方針に示した学習成果を把握するため、ルーブリック「学びの成果について」を策定し、必修の授業科目内で自己評価を行っている。一方で、研究科の学習成果の把握については、その評価指標と学位授与方針に示す学習成果との連関が不明瞭であるため、適切に測定・把握するよう改善が必要である。

当該大学においては、大学及び大学院ともに、2025年度から学生募集の停止を決定しているが、全ての学生が卒業・修了するまで「内部質保証委員会」と「大学運営会議」が両輪となって、教員組織・事務体制・教育研究環境等を維持するとともに、教育研究の質を保証することを切に願う。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科

の目的を適切に設定しているか。

建学の精神である「キリストの心を心とする」に基づき、使命（ミッション）として「『一人ひとりを大切にす教育』を通じて『キリストの心を心として神と世に仕える』人材を育成する」ことを定めている。また、教育目的として「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」ことを掲げている。

上記の建学の精神や教育目的等に基づき、大学及び大学院の目的を定めている。具体的には、大学では「キリスト教に基づき人格の形成を図り、教育基本法及び学校教育法によりキリスト教学、社会福祉学、臨床心理学及びこれに関係のある科目を教授研究し、キリスト教、社会福祉、臨床心理の分野の専門家を養成すること」を目的としている。

大学院では、「人々が直面する生活および心の問題に、より専門的、総合的に対応すべく、高度の社会福祉と臨床心理および関連領域の知識と実践能力を備えた対人援助専門職の養成」を目的と定め、これに基づき、専攻・課程ごとの目的を定めている。例えば、総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期課程では、「社会福祉に関する高度の知識と実践能力をもつソーシャルワーカーを養成すること」や「社会福祉施設・機関における運営・管理者の養成を目指す」ことを定めている。また、同博士後期課程においては、「社会福祉学の研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的として定めている。

以上のことから、建学の精神、使命（ミッション）及び教育目的に基づき、大学及び大学院の目的を定め、そのうえで研究科については、専攻・課程ごとの目的を適切に設定している。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学及び大学院の目的等は、「ルーテル学院大学学則」（以下「学則」という。）及び「ルーテル学院大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定めている。

建学の精神や大学及び大学院の目的等をホームページの「建学の精神とその使命」に掲載するとともに、大学案内や大学院案内にも掲載し、社会に対して公表している。また、学内への周知については、入学時や新年度のオリエンテーションや学内行事等を通じて学生に周知しているほか、大学院要項に大学院学則を掲載し、大学院学生へ周知している。教職員への周知については、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）やスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）において、建学の精神や使命（ミッション）等に関するテーマを設定して研修を行っている。

以上のことから、大学及び大学院の目的を学則等に適切に明示し、学生・教職員や社会に対して周知・公表している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

建学の精神に基づき、使命（ミッション）及び教育目的等を達成するため、2020年度から2024年度までの5年間の中期計画を定めている。具体的には、「総合的・包括的人間理解の体系的な教育を推進する」「本学の理念を土台とした大学運営を行う」「本学の理念構成図を活用した校務を推進する」「礼拝をはじめとした宗教活動を通して建学の精神を確認する」「包括的人間理解に基づくスピリチュアルケアの理解と実践を進める」ことを「理念実現の基礎」と定め、このもとに「教育」「研究と地域貢献」「学生の受け入れ」「学生支援」「教育研究環境・設備」「組織運営」「財務」「内部質保証」の項目ごとの目標と行動計画を明示している。

この中期計画を毎年度実施する自己点検・評価に活用している。なお、中期計画の策定にあたっては、2017年度の大学評価（認証評価）の結果において、大学院の教育内容・方法・成果に対し、修了にあたって修得しておくべき知識・能力などの学習成果を学位授与方針に示していないなどの指摘を受けたことから、中期計画の「教育」の項目で「学位授与方針にふさわしい、知識・技術の学習成果を明示し、学位論文の評価基準などを明確化する」ことなどを大学院の目標として掲げている。

以上のことから、中期計画の実現に向け、計画の進捗状況を毎年度の自己点検・評価で検証しており、適切な中期計画その他の諸施策を設定している。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、学則及び大学院学則に「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める」ことを定めるとともに、「内部質保証の方針」を定め、「建学の精神、使命および教育目的の実現に向けて、教育研究および管理運営等に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づき改善・向上に向けた取り組みを継続的に行い、教育研究水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証する」ことを明示している。また、内部質保証の推進体制として、内部質保証の責任権者を学長、推進主体として「内部質保証委員会」を置くことや毎年度自己点検・評価を実施してその結果を公表するとともに、外部評価を実施して内部質保証システムの適切性の検証にも取り組むことを

示している。

内部質保証の手續については、「内部質保証の方針」及び「内部質保証推進規程」において、推進主体である「内部質保証委員会」のもと、学部・研究科等の教育研究組織及び事務組織が中期計画及び3つの方針に基づき、教育研究活動及び管理運営等の適切性・有効性を毎年度点検・評価し、その結果を「内部質保証委員会」が全学的な観点から評価し、課題の抽出と対応方策の検証結果を「大学運営会議」に上程することなどを明示している。

また、内部質保証に係る体制を「内部質保証 推進体制図」として図示し、「内部質保証委員会」が「大学運営会議」、学部・研究科・各委員会、「外部評価委員会」等と連携して内部質保証を推進することを示している。

上記の方針等については、ホームページにおいて公表しているほか、教職員に対しては、理事会、評議員会、教授会、職員会議等の資料として配付し、共有している。

以上のことから、内部質保証の方針を定め、公表に努めている。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「内部質保証推進規程」において、「内部質保証委員会」が内部質保証の推進を担うことを規定している。同委員会については、学部及び研究科から選出した教員及び事務組織から選出した専任職員を構成員としており、このうち学長が委嘱した者が委員長を担っている。「内部質保証の推進方法」について、「内部質保証委員会」は、学部・研究科・委員会等の自己点検・評価の結果について、全学的な観点から評価を行い、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性の検証結果を「大学運営会議」に上程している。学長、研究科長、学部長、学科長、大学教授会書記、事務長、事務次長を構成員とする「大学運営会議」は、「内部質保証委員会」での検証結果を受け、改善が必要な事項について検討・整理し、学長が教授会等を通じて学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織に改善を指示している。学長から改善指示を受けた学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織は、改善に取り組むとともに、当該事項に関する改善計画及び改善結果を学長に報告している。教育研究組織及び事務組織の改善の進捗管理は「内部質保証委員会」が担っている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。

③ 方針及び手續に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針を策定するために「ポリシー策定の全学的な基本方針」を定め、「策定単位」や「策定方針」等の項目ごとに全学的な方針を示し、これに沿って学部、研究科・専攻・課程で各方針を定めている。

学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織は、中期計画及び3つの方針に基づく自己点検・評価を毎年度行い、「内部質保証委員会」がそれらの点検・評価結果について、全学的な観点から教育活動に関する評価を行っている。また、「内部質保証委員会」は、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性を検証し、その結果を「大学運営会議」に上程している。「大学運営会議」は、この報告を受けて、改善が必要と思われる事項について検討・整理し、学長に報告している。具体的な改善事例としては、中期計画に基づく自己点検・評価の結果、当該計画の目標である「自己点検・自己評価を継続して実施し、必要な情報公開を行う」に基づき、卒業生からの意見を活用するため、新たに「卒業生アンケート」を導入し、その結果を公表するとともに、アンケート結果をもとにした学生対応に関するFD・SDの実施につなげたことが挙げられる。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織に改善・向上の取り組みを促し、その取り組みと結果を把握し、対応する組織として「内部質保証委員会」を位置づけている。なお、設置計画履行状況等調査での指摘はなく、2017年度の大学評価（認証評価）の結果において指摘を受けた事項については、「内部質保証委員会」の前身組織である「自己評価委員会」を中心に改善に取り組み、改善報告書を提出している。

以上のことから、方針及び手続に基づき、点検・評価の仕組みを整備し、推進主体のもと内部質保証システムを有効に機能させている。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動等の状況、自己点検・評価結果、授業評価、財務諸表等をホームページで公表している。

公表する情報について、学部・研究科・委員会等の教育研究組織及び事務組織、附属機関からの報告を「内部質保証委員会」「大学運営会議」、学長が点検・確認したうえで公表を行っており、公表する情報の正確性や信頼性の担保に努めている。また、公表する情報の更新時期を定め、定期的な更新を行っている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務その他の諸活動の状況を公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証の取り組みとシステムの適切性を検証することを目的として「外部評価委員会」を設置している。この「外部評価委員会」の学外評価者から教育研究活動及び内部質保証の適切性について指摘を受け、改善に取り組んでいる。

内部質保証システムの改善・向上に向けた取り組みについては、2022 年度に「外部評価委員会」から指摘を受け、内部質保証体制の図式化に取り組んだことが挙げられる。また、上記の改善とは別に、2020 年度に内部質保証システムの見直しを行い、従来、各部署が独自に掲げる目標に基づき実施していた点検・評価を中期計画と3つの方針に基づき点検・評価する仕組みへと変更するとともに、「自己評価委員会」を「内部質保証委員会」に改組している。

以上のことから、内部質保証システムの適切性は「外部評価委員会」で点検・評価し、その指摘を受けて改善する仕組みを構築し、改善・向上に努めている。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の精神や教育目的等のもと、大学に総合人間学部人間福祉心理学科、大学院に総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期課程、同博士後期課程及び臨床心理学専攻修士課程を設置している。くわえて、大学の附属機関として、「ルター研究所」「コミュニティ人材養成センター」を設置し、大学院の附属機関として、「包括的臨床コンサルテーション・センター」「臨床心理相談センター」を設置している。また、大学及び大学院の附属機関として図書館を置いている。

以上のように、建学の精神や教育目的に沿って学部・研究科を設置し、あわせて必要な附属機関を適切に設置している。なお、2025 年度より、大学及び大学院の学生募集を停止することが決定していることから、2024 年度の入学生及び在学生在が卒業・修了するまで、引き続き教育研究組織・体制を適切に維持・運営することが望まれる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、毎年度「内部質保証委員会」が学部・研究科・附属機関・委員会・部署に対して、中期計画に基づく点検・評価を指示し、その結果を集約している。中期計画には、学部・研究科等が担当すべき計画を定めており、その計画に基づく進捗状況などを報告・検証している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、例えば、2021 年度の点検・評価の結果、「内部質保証委員会」は、コース制の廃止とそれに伴う運営体制の整備について「大学運営会議」に上程し、同会議での協議・検討の結果、それに関わる人事構成の検討を「人事委員会」に付託し、学長と学部長との兼任の解除やコース副主任の廃止等、体制の整備を行ったうえで、コース制を廃止し、学系

制を導入している。

また、中期計画に基づく点検・評価のほかに、学長の発議により、「大学運営会議」において、2023年度に教育研究組織の適切性について、全ての附属機関の規程（規約）に基づく検証を実施している。この検証の結果を受けて、各附属機関に改善要請を行っている。例えば、「包括的臨床コンサルテーション・センター」の規程については、実際の組織体制と合致しない内容であったため、現在、同センターの「運営委員会」において改訂に向けて取り組んでいる。

以上のことから、教育研究組織の適切性を点検・評価し、改善・向上に取り組んでいる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

建学の精神、使命（ミッション）、教育目的等に基づき、学部・学科、研究科・専攻で授与する学位ごとに学位授与方針を定めている。例えば、総合人間学部人間福祉心理学科では、卒業時まで「いのちを尊び、他者を喜んで支える人間性」「全人的なヒューマン・ケアに必要な高度な専門性」「総合的・実践的な学習能力」「他者理解と自己表現のためのコミュニケーション能力」を身につけた者に学士（総合人間学）の学位を授与することを明示している。また、総合人間学研究科臨床心理学専攻では、「臨床心理の専門家としての使命と社会的責任を自覚し、生涯にわたる研鑽の必要性を認識し、研鑽に必要な研究能力や指導を受ける能力」「クライアントを尊重する姿勢を有し、倫理や法を理解し遵守する姿勢と遵守に必要な実践能力」などを有する者に修士（臨床心理学）の学位を授与することを定めている。

これらの方針は、大学案内等で周知・公表しているほか、ホームページの「各種方針」にも掲載し、学内外に公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を適切に定め、周知・公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針に基づき、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、総合人間学部人間福祉心理学科の方針は、「教育内容」「教育方法」「評価」の項目で構成しており、「教育内容」については、「キリスト教といのちについての学びを深める教育」「生命について学び、生きる力を体得する教養教育」「世界の言語・文化・社会の理解を深める国際教育」「総合的に人間についての学びを深める総合人間学教育」「キャリア形成に結びつく専門教育」

「思索力を育み、能動的な学びを促す少人数教育」「実習、インターンシップを核とした体験重視の実践教育」を行うことを明示している。また、「教育方法」については、少人数グループでのディスカッション形式の授業やロールプレイ、事例検討などの実践的な力を養う教育方法を用いることを明示している。なお、成績評価の手法や履修指導についても示している。

総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期課程では、「社会福祉の高度な専門職業人として必要な価値・知識・技術が身につけられるように、基礎研究科目、専門科目、専門演習を開講し、現場の実践と理論の統合化を図りつつ授業を提供する」ことや「社会福祉に関する研究能力を高めるために、社会福祉調査法に関する科目を開講する。また、演習を複数提供し、指導教員による論文指導を行う。院生は、研究計画を立て、研究倫理委員会の倫理審査を受け、中間発表、論文の執筆、仮提出、本提出を経て、口頭試問を受ける」ことなどを明示している。また、同博士後期課程では、「社会福祉学の研究者及び教育者として必要な研究能力と教育能力が身につけられるように、社会福祉学専門研究指導科目を提供し、指導教員より指導を行う」ことや「院生が研究計画を立て、調査研究を行い、論文執筆を行う支援のために、博士後期課程社会福祉学専門研究演習科目を提供する」ことを定めている。

これらの方針は、大学案内やホームページ等を通じて学内外に周知・公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を適切に定め、周知・公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学部・研究科ともに教育課程を体系的に編成している。具体的には、総合人間学部の授業科目は、「教養科目」と「専門科目」で構成している。「教養科目」は、教育課程の編成・実施方針に定める「総合的に人間についての学びを深める総合人間学教育」に基づき、総合人間学への導入として「総合人間学序論」を必修としている。また、「キリスト教概論Ⅰ」「データサイエンス入門」「データサイエンス基礎」「社会福祉原論Ⅰ」「心理学」「コミュニケーションの演習」「英語」を必修とし、「教養科目」の合計が所定の単位以上になることを卒業要件としている。「専門科目」は、教育課程の編成・実施方針に示した「キャリア形成に結びつく専門教育」「実習、インターンシップを核とした体験重視の実践教育」に基づき、人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系に基づく科目を配置している。これらにより、総合人間学を基盤として専門領域を横断的に履修できるように教育課程を編成していることに

加えて、社会福祉士や公認心理師等の資格取得のためのカリキュラムも設けている。さらに、2019年度から科目ナンバリングを導入し、学習の段階や順序を示すとともに、教育プログラムにおける各科目の順次性、体系性と学位授与方針との関連性を明示するため、履修系統図を作成してホームページで周知・公表している。

総合人間学研究科では、専攻及び学位課程ごとに、それぞれの学位授与方針を達成するために必要な科目を開講し、教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程を編成している。具体的には、社会福祉学専攻博士前期課程では、社会福祉の高度な専門職業人としての価値・知識・技術の修得に向け、現場の実践と理論の統合を図る授業を提供し、学位論文指導を行うために、「基礎研究科目」「専門科目」「専門演習」「実習」によって科目を構成している。あわせて、認定社会福祉士認証・認定機構から認証を受けた研修の実施機関として、必要な科目を開講している。また、同博士後期課程では、社会福祉に関する幅広い知識と高度な技術を備えた社会福祉学の研究者・教育者や社会福祉施設・機関の運営管理のエキスパート養成を目指し、「専門研究指導科目」を提供するとともに、学位論文指導を行うとの方針のもと、「専門研究演習科目」「自由選択科目」「課程共通科目」によって科目を構成している。さらに、臨床心理学専攻修士課程では、臨床心理の専門家として必要な知識・技術・価値観の修得に向け、講義、演習・実習を相互に関連させた授業を「基礎研究科目」「実習」「特別研究」「専門科目」によって提供している。あわせて、公認心理師の資格取得に必要な科目を提供している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

新年度のオリエンテーションにおいて、新入生及び在学生に対して履修指導を行っている。その際、社会福祉士、公認心理師、保育士等の資格別の履修説明をあわせて行っている。また、個別の履修指導を複数回行う体制をとっており、きめ細かな対応に努めている。くわえて、在学中は、「学生アドバイザー」が履修相談を含めた相談に対応している。1年次の必修科目をモニタリング科目として位置づけ、担当教員が毎週の出欠状況を「学生支援センター」に報告している。前期・後期の途中で「教務委員会」から全科目の担当教員を対象に欠席状況の調査を行い、これにより早期に欠席状況を把握し、「学生アドバイザー」が面談等を行っている。学期終了後には、「教務委員会」で成績不振者を把握するとともに、各学系の教員に対応を依頼し、「学生アドバイザー」との面談を通じて成績不振の要因の確認と今後の履修指導を行っている。また、授業外の学習をサポート

トする取り組みとして、総合人間学研究科臨床心理学専攻の大学院学生が相談に応じる「修学アドバイザー制度」を設けている。

シラバスは、到達目標、履修の条件、講義概要、授業計画、成績評価、予習・復習の内容と必要な時間、試験・レポート等のフィードバック、学位授与方針との関連性、テキスト・参考文献を明示する全学的に統一した様式を用いて科目ごとに作成している。また、全学を対象とした授業評価において、授業内容とシラバスの整合性を確認する質問を設けている。学生の理解度については、リフレクションペーパーに学生が学んだこと・理解したこと・質問等を記入することにより把握するとともに、その後の授業で改善する仕組みとしている。

単位の実質化を図る措置として、総合人間学部では、特定の学年に集中的に単位の修得が生じないように、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。ただし、前年度に大学が定める基準以上の単位数の修得及びGPAを修めた成績優秀者には、上限の緩和を認めている。これらの学生に対しては、前期と後期に全学生に対して実施する「学生アドバイザー」による個別面談において、各期の学習状況のふり返りとそれを踏まえて次期の履修計画の確認・相談を行っている。

教育方法について、総合人間学部では、少人数のグループに分かれてのディスカッションやロールプレイ、事例検討などの学生が能動的に参加する授業方法を多くの科目で採り入れている。なお、1授業あたりの受講者数について、一律の上限は設けていないが、実習などの科目には受講者数の制限を設けている。また、総合人間学研究科では、研究指導計画として、各専攻・学位課程における入学から学位取得までの流れや研究指導の方法、カリキュラム構成を大学院案内や大学院要項に掲載し、大学院学生に周知・公表している。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価の客観性、厳格性及び公平性を担保するための措置として、全科目のシラバスに成績評価の基準等を明示し、進級判定にはGPAを活用している。学生は、成績評価に疑義がある場合、「学生支援センター」に「成績確認願」を提出することができる体制としており、担当教員に照会した結果を学生にフィードバックしている。

卒業・修了要件や成績評価及び単位認定については、学部・研究科ともに学則、大学院学則及び「学位規程」にその要件等を定めている。例えば、総合人間学部では、4年以上在学し、所定の単位を修得した者について、「卒業判定教務委員会」「卒業判定教授会」の審議を経て学長が卒業を認定し、学士（総合人間学）の学位を授与している。また、総合人間学研究科博士前期課程又は修士課程につ

いては、2年以上在学し、所定の必要単位数を修得し、修士論文の審査に合格した者に対し、大学院教授会の審議を経て学長が修了を認定し、修士（社会福祉学）又は修士（臨床心理学）の学位を授与している。博士後期課程については、3年以上在学し、所定の必要単位数を修得し、博士論文の審査に合格した者に対し、大学院教授会での審議を経て学長が修了を認定し、博士（社会福祉学）の学位を授与している。

学位論文審査基準の明示・公表については、総合人間学部は、卒業論文を必修としておらず、各学系（人間学系、社会福祉学系、臨床心理学系）が有する審査基準で対応していたが、共通の審査基準の策定・導入に向けて「教務委員会」や各学系で検討を進めている。総合人間学研究科の学位論文審査基準については、学位ごとに満たすべき水準、評価項目、審査委員の体制、審査の方法を明示し、ホームページなどで公表している。なお、博士論文については、学内審査と学外審査を行う体制をとっている。

成績評価や学位授与の適切性を担保すべく、学部・研究科それぞれの3つの方針に基づく点検・評価を実施し、内部質保証の推進主体である「内部質保証委員会」に報告し、改善が必要な事項については学長を議長とする「大学運営会議」に上程し、学長から教授会を通じて改善を指示している。

以上のことから、成績評価及び単位認定の基準・方法を明示し、学位論文審査基準等も適切に定めたいうえで、学位授与を行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に示した学習成果を把握・評価するために、総合人間学部では、2022年度より1年次の必修授業である「総合人間学序論」の授業で学位授与方針に示す能力等についての自己評価を行っており、その際にルーブリック「学びの成果について」を活用している。この自己評価を一定の年数を経てから再度実施することが適切との考えから、3年次又は4年次に履修する「人間・いのち・世界」の授業において、同じルーブリックを用いて再度評価することとなっている。なお、自己評価の結果は担当教員も確認している。また、上記の方法とは別に、「学生アドバイザー」との面談や2023年度より実施している卒業時アンケート等でも学習成果の把握に努めている。

総合人間学研究科では、各科目の授業時のディスカッション、ロールプレイや事例検討、授業終了時のレポート課題、学内の附属機関及び学外施設における実習指導やその評価を通じて学習成果を把握している。また、学位論文の執筆において、個別指導、演習での発表、中間報告会における指導教員やほかの教員からのフィードバックを受け、論文審査を行うことにより、修了時の学習成果の修得状況を確認している。臨床心理学専攻修士課程では、修了後の公認心理師の合格

率も指標として活用し、学習成果を把握している。ただし、これらの評価指標と学位授与方針に示した学習成果との連関は不明瞭であるため、適切に測定・把握するよう改善が求められる。

以上のことから、学生の学習成果の把握及び評価に努めているものの、研究科については改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程・教育方法の適切性の点検・評価は、「教学マネジメント規程」に基づき、全学的には「内部質保証委員会」が担い、そこで改善が必要と判断した事項については「大学運営会議」に上程し、改善方法を検討している。その後、学長から学部・研究科及び「教務委員会」に必要な改善を行うよう指示し、学部・研究科及び「教務委員会」で改善・向上に取り組み、その結果を教授会で報告している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上に関し、具体的な事例としては2021年度の教学改革が挙げられる。2021年度の自己点検・評価の結果、「内部質保証委員会」は「全学的な教育研究組織の適切性」と「教育課程のあり方」、「学生に対するカリキュラムのわかりやすさ」と「将来目指す道筋の見せ方」という観点から改善点を抽出し、その結果を集約して「大学運営会議」に上程している。「大学運営会議」では、教学改革の工程を検討し、教授会の場において、学長が各学系、「教務委員会」「広報委員会」へ改善を指示した結果、コース制から学系制への改組や改組に伴うカリキュラム改革につなげている。また、2023年度には、「内部質保証委員会」から学位プログラムレベル（学士課程、博士前期課程・修士課程及び博士後期課程）ごとに教育課程や授業科目の内容や方法等の適切性を検証している。その結果、各学系及び教養部門において、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育内容や教育方法を実施していることを確認している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 総合人間学研究科では、レポート課題や実習指導、学位論文審査等を通じて学習成果の修得状況を確認しているものの、測定方法と学位授与方針に示した学習成果との連関が不明瞭であるため、適切に測定・把握するよう改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

総合人間学部人間福祉心理学科では、学生の受け入れ方針として、「人と社会に貢献する意欲」「基礎的なコミュニケーション能力」「主体的に調べ、考え、学ぶ積極的な姿勢」「他者と協働して学ぶ態度」「基礎的な学力」「本学の教育の特色の理解」を有する学生を求めることを定めている。

また、総合人間学研究科では、社会福祉学専攻・臨床心理学専攻それぞれで方針を定めている。例えば、社会福祉学専攻では、「社会福祉の高度な専門家として社会に貢献しようとする熱意を持つ人」「社会福祉の実現に必要な対人関係能力、コミュニケーション能力を持つ人」「研究に必要な読解力、分析力、文章能力を持つ人」「社会福祉の知識や理論を学ぶ基盤となる社会福祉学に関する基礎的知識を持つ人」を求める人材として定めている。なお、当該専攻においては、博士後期課程の求める人材や能力について、上記の博士前期課程との共通項目に「社会福祉学の研究者、教育者、あるいは社会福祉に関する組織の管理者として社会に貢献しようとする熱意を持つ人」を加えることで、博士後期課程で求める人材像を明示している。

これらの方針は、大学案内・大学院案内やホームページにおいて、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針とともに公表している。また、「入試ガイド」や「入学試験要項」にも方針を記載し、入学希望者に対しても周知・公表している。

以上のことから、適切な学生の受け入れ方針を定め、各種媒体やホームページを通じて公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

総合人間学部では、2018年度に時限的な「アドミッション構想会議」を設置し、2021年度から「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」の選抜区分を導入している。各選抜では、学生の受け入れ方針及び「学力の3要素」を重視して選考を実施している。このほかに、「社会人入学試験」「編入学試験」「留学生入学試験」も実施している。各選抜区分では、書類審査、筆記試験のほかに面接を

導入するなど、学生の受け入れ方針に沿った学生を受け入れる制度を設けている。なお、面接については、「面接ガイドライン」を作成し、適切な判定に努めている。総合人間学研究科では、専攻ごとに選抜区分を設け、学生の受け入れ方針に基づき、総合的に合否を判定している。

学生募集は、学部・研究科ともに、「入試ガイド」や「入学試験要項」を整備し、ホームページを通じて公表している。これらの各媒体には、入学検定料及び入学金や授業料、奨学金制度等についても明示し、入学希望者等への情報提供を行っている。

学生募集活動は、「入試委員会」が企画立案し、教授会で共有している。合理的な配慮が必要な受験生に対しては、受験前に入学試験時や入学後に必要な配慮に関する面談を実施している。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下にはオンライン面接を導入した。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

総合人間学部人間福祉心理学科では、入学定員及び収容定員を充足しない状況が続いており、2024年度における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.73、収容定員に対する在籍学生数比率は0.64と著しく低く、学生募集を継続するのであれば、是正を勧告しなければならない状況にある。なお、編入学については、定員の半数にも満たない状況が経年的に続いている。これに対し、2023年度には、時限的ながら「戦略企画委員会」や「リカレント教育プロジェクトチーム」を設置し、広報戦略の見直しや社会人学生の受け入れに向けたリカレント講座を開講するなどの対策を実施している。これらの取り組みの結果については、今後の検証が待たれるところであったが、2025年度より、学生募集を停止することを決定している。

総合人間学研究科について、臨床心理学専攻及び社会福祉学専攻博士後期課程では収容定員を充足しているものの、社会福祉学専攻博士前期課程では、経年的に未充足の状態が続いている。研究科についても、学部と同様に2025年度より、学生募集を停止することを決定している。なお、学生募集停止にあたり、学内外の関係者に対しては、説明文書の発送等を行うとともに、特に、在籍学生及びその保護者・保証人に対しては、説明会を複数回開催している。

以上のように、学生の受け入れについて、必要な対策をとりながら定員管理に努めてきたものの、2025年度より、大学及び大学院ともに学生の募集を停止することを決定している。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価は、教授会において、オープンキャンパスの参加状況、受験申込者数等を共有し、学生募集活動の点検を行っている。また、次年度に向けた学生募集の方策について、従来は「広報委員会」及び「入試委員会」が検討していたが、2018年度からは毎年度末に「キックオフ・ミーティング」を開催し、全教職員で学生募集に関する情報を共有している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上について、例えば、2023年度には「戦略企画委員会」において、競合する大学の分析と効果的な学生募集を検証し、その実施に向けて取り組んでいる。また、2021年度には「学びの計画書」を新たな出願書類として導入したほか、2023年度には面接だけでは測ることが難しい思考力・判断力・表現力を補足的に確認するために「記述式小課題」を新たに導入するなど、選抜方法の改善にも取り組んでいる。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上につなげる取り組みを実施してきたものの、特に2022年以降、学部や研究科の一部の専攻では入学定員が未充足の状態が続き、その結果として2025年度以降の大学及び大学院の学生募集停止へと至っている。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「専任教員の職務の総合的 point 検・評価規程」において「専任教員は、本学の教育目的を遂行するために、個人としてまた教員組織として、教育と研究にあたるとともに、その資質の向上に努め、また本学の運営のための校務を担い、併せて社会に貢献するものである」と明示している。これとは別に、求める教員像として「建学の精神及び本学のミッションを十分に理解したうえで、『心と福祉と魂の高度な専門家を養成する』という本学の教育目的の達成のために、教育と研究に専心する者であり、優れた教育力・研究力・地域社会への貢献力を有する者」を定めている。また、教員組織の編制方針として「設置基準に則った専任教員を配置するとともに、教育研究上の目的や、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、学生支援方針などを実現するのに十分な教員組織を編制する」ことを定めている。くわえて、「教員の募集・採用・昇格方針」を定め、「専任教育職員人事規程（職位決定・任用・昇

任) 」に則って公正に選考・審査することを明示している。

大学院においては、上記の方針等のほかに、2017 年度に「大学院担当教員資格規程」及び「大学院担当教員審査基準」を定め、大学院を担当する教員の選定基準等を明文化している。

これらの方針等は、諸規程に明示するとともに、ホームページ等にも掲載し、学内外に周知・共有している。

以上のように、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を適切に明示している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学全体及び学部・研究科では、大学及び大学院設置基準で求められている教員数を満たしている。

教員組織の構成に関し、外国人教員や博士号を含む海外の学位取得者が複数在籍しているほか、ジェンダーバランスについては概ね適切であるものの、年齢構成においては高齢層への偏りが見受けられる。なお、年齢構成のバランスの改善に向けて、定年退職する教員の後任人事において、専門性を踏まえて若手の採用を行うなどの対策に取り組んできた。また、今後については、教員組織の維持のために必要な場合に年齢構成に配慮した採用を行うことを予定している。

学部・研究科では、教育の質を保つために教員数の維持に努めている。また、福祉の現場での実践経験や臨床心理士・公認心理師などの実務経験を有する教員が所属しており、科目展開に必要な教員を各学系・専攻にバランスよく配置している。

各科目の担当は、学部では学部長を中心に、研究科では大学院専攻教授会にて確認し、その結果を「教務委員会」で集約している。教員の授業負担への配慮については、一部の教員に負担が偏らないよう考慮している。しかし、実際には、各教員が担当する授業科目数（持ちコマ数）に学系や教員間で偏りがあるため、社会福祉士の養成科目については、実習・演習の科目を担当する教員でプロジェクトチームを組み、是正に向けた検討・協議を行っている。

教員と職員の役割分担については、各委員会の委員長等を教員が担い、職員も委員等の構成員として対等な立場で協議するなど、教職協働による教育研究活動に取り組んでいる。

2021 年度より、大学院学生の知識や技術を生かし、教育歴の獲得を目的として、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を導入している。TAの採用にあたっては、申請書と履歴書に基づき、「教務委員会」で適任者を選考している。また、授業担当教員との責任関係やTAの業務内容及び役割等を「ティ

ーチング・アシスタントに関する規程」及び「ティーチング・アシスタント運用ガイドライン」に明記している。

以上のように、教員組織の編制に関する方針に基づき、適切に教員組織を編制している。なお、今後は新たな入学生を迎えることはないものの、全ての学生が卒業・修了するまで、教育研究活動の質を維持・担保するためにも、適切な教員組織の編制を維持することに期待する。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

専任教員の職位・採用・昇格については、「専任教育職員人事規程（職位決定・任用・昇任）」を定めて、職位ごとの条件や基準を明示している。教員の採用は、学長・学科長・教養主任・研究科長・神学校長・事務長を構成員とする「人事委員会」が立案する「教員人事採用計画」に基づき、「選考委員会」が一般公募による選考・審査（書類選考・面接）を行い、「人事委員会」が採用候補者を選定し、教授会の審議を経て学長が決定している。

専任教員の昇任は、上記の規程に定めた各職位の任用基準に照らして適当な者を「人事委員会」が選定し、「正教授会」（教授のみで構成する教授会）において専攻分野等を勘案して選出した主査及び副査が対象者の教育研究及び校務・社会貢献の各業績の審査を行い、その結果を「正教授会」に提出している。それを受けた「正教授会」の判断を踏まえ、教授会での審議を経て学長が決定し、最終的に理事会が審議・決定している。なお、「人事委員会」による選定とは別に、複数の教授からの推薦を得て、自ら「人事委員会」に昇任の申立を行う制度も設けており、公正性にも配慮している。これらの手続により、募集・選考・審議の過程において複数の委員会を経て学長が採用・昇任を決定する仕組みとなっている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等の手続や基準を規程に定め、適切に行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

FDについては、「FD・SD委員会規程」に基づき、「FD・SD委員会」が定期的なFD活動を企画・運営している。例えば、大学全体では、2022年度に全教職員を対象として「人文社会科学におけるデータサイエンス教育」や「学生アンケート調査の意見を活かすための対策及びアクティブラーニングのための工夫について」をテーマとした研修を実施している。また、大学院では、ネイティブの専任教員を講師として「英文の論文・抄録の書き方」に関する研修を実施している。なお、欠席者に対しては、研修動画の視聴や資料の閲覧を行うよう促し

ている。また、教育改善以外のFDについては、公的研究費の不正防止や研究倫理に関する研修会を実施している。

指導補助者に対する研修については、TAの人数が少数であることから、規程やガイドラインをもとに、補助業務の内容、学部学生に対する相談及び指導への対応方法と心構え等について、担当教員が個別に説明している。

「専任教員の職務の総合的点検・評価規程」及び同「運用内規」に基づき、専任教員の教育・研究・社会活動に関する点検・評価を実施している。各教員は毎年度、上記の規程及び内規に従って、研究・教育・校務・社会貢献の各活動について自己点検・評価を実施し、その結果を「内部質保証委員会」がとりまとめ、学長に提出している。学長は、この点検・評価の結果とあわせて学生による授業評価の結果も活用し、専任教員の評価を行っている。

上記のほかにも、専任教員に対しては、研究費や研修会への参加費用等を支給するとともに、「サバティカル・リーブ制度」及び「学内研究助成奨励金制度」の活用や『ルーテル学院研究紀要』への投稿を教授会で喚起するなど、教員に求められる研究活動の資質向上を図る取り組みを行っている。

以上のように、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価は、「大学運営会議」での定期的な協議に加え、「人事委員会」が次年度以降の教員組織のあり方について、教育目的・使命（ミッション）・教員組織の編制方針に合致した教員構成となっているかを協議している。その結果を踏まえ、教員の募集・採用・昇任について各学系及び教養部門それぞれから教員人事に関する要望や候補者等の情報を聴取している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上は、上述のプロセスに加え、「人事委員会」での協議結果を「大学運営会議」に報告しており、こうした過程において、既述の通り、大学自身が教員の年齢構成が高齢に偏っていることを問題点と認識していることから、改善に向けた検討を継続している。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、「学生の支援に関する方針」を策定し、そのなかに修学支援・障がい学生支援・生活支援・進路支援に関するそれぞれの方針を定めている。「修学支援に関する方針」には、修学面において学生の個別のニーズに対応できるよう「教務委員会」が中心となり教職員・関係部署が連携・協力して支援することを明示している。「障がい学生支援に関する方針」には、障がい学生が主体的に学ぶことができるよう、教育の質の保証に努めるとともに、施設・設備へのアクセシビリティ向上に取り組むことを定めている。「生活支援に関する方針」には、全ての学生が安心・安全なキャンパス生活を送ることができるよう、生活面、健康面、経済面における相談体制を整え、支援することを明示している。「進路支援に関する方針」には、キャリア教育のなかで、学生が自己理解を深め、コミュニケーション能力等を向上させるとともに、業界や企業の理解を深め、職業観・勤労観を育むよう支援することでキャリア形成に結びつけることを明示している。これらの方針のもと、少人数教育の特徴を生かしながら、教員組織と事務組織、外部機関等が連携して対応することを方針として示している。

「学生の支援に関する方針」は、ホームページに掲載し、学内外に周知・公表している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を定め、それらを明示している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生の支援体制として、支援の内容に応じた委員会組織等を設けており、学生支援に関する事務業務は「学生支援センター」が担っている。修学支援に関し、「学生アドバイザー制度」を設け、全ての学部学生に担当教員を「学生アドバイザー」として割り当てており、入学時から卒業時まで相談ができるきめ細かな支援体制を整えている。また、「修学アドバイザー制度」を設け、レポートや卒業論文の書き方など、学生のニーズに応じて大学院学生の「修学アドバイザー」に相談ができる体制も整備している。学生の能力に応じた補習・補充教育については、入学する前年に入学者選抜に合格した者を対象に、入学後の学びの備えと修学意識の向上を目的とした入学前教育を実施している。また、社会福祉士等の国家試験を受験する学生を対象とした講座を開講している。

障がいのある学生の修学支援においては、「障がい学生アドバイザー」（専任教員）と「障がい学生コーディネーター」（社会福祉士資格を有する職員）が中心となり、入学前に学生と面談を行い、支援内容の確認を行っている。入学後も面談を継続しながら必要な支援等の確認を行い、手話通訳やパソコン通訳、ノー

トイク等の支援ができるよう体制を整えている。また、「障がい学生コーディネーター」は、図書館と連携して教材のテキストデータ化や対面朗読等も行っている。

経済的理由により修学に支障が生じている学生に対する支援については、公的な奨学金等の情報を提供するとともに、学生生徒等納付金の延納・分納制度の運用や独自の奨学金制度や授業料を一部免除する制度等を設けている。

生活支援については、「学生相談室」「学生アドバイザー」、チャプレンによる相談体制を整備している。臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置する「学生相談室」では、健康管理室及び「学生支援センター」と協働しながら学生が抱える諸問題の早期発見・対応に努めている。

キャリア教育については、将来のキャリアの検討と社会人基礎力の修得を目的として、正課のキャリア関連科目「キャリアデザイン基礎」「キャリアデザイン実践」「フレッシュマンキャリアデザイン」「社会人キャリアデザイン」を開講している。具体的な進路支援については、「就職進路支援委員会」を組織し、キャリアカウンセラーとともに支援体制を構築して、キャリアガイダンス、個別面談を実施している。また、博士後期課程では、プレFDとして2022年度より「社会福祉学学生指導法（プレFD）」を授業科目として開講し、実習指導や演習の授業の進め方などを学べるカリキュラムを提供することで、大学院学生に対し、学識を教授するために必要な能力を培うための実践的な機会を設けている。当該科目は、実習の指導方法等を実践的に教授する内容となっていることから、大学の教員を目指す学生のみならず、実習生を受け入れる立場である福祉の現場で働く社会人学生にとっても有用な内容となっており、特徴的な取り組みとして評価できる。

正課外活動については、学生会の幹部と学生サポート委員長（専任教員）、「学生支援センター」が定期的に「学生連絡協議会」を開催し、学生会の活動や部活動等の支援を行っている。また、学内外で積極的な活動を行った団体や個人を表彰する「パイオニア学長賞」を設けている。この「パイオニア学長賞」は、学生や教員から推薦のあった候補者を学生会がとりまとめ、教授会が受賞者を決定する仕組みとなっている。さまざまな活動に積極的に取り組む仲間が身近にいることを周知することを目的としていることから、多くの学生が参加する「キャンパスクリスマス」の礼拝時に表彰式を行っており、実際に、学生の認知度も高く、身近に表彰を受けた学生がいることがボランティア活動や地域貢献活動等を行う学生のモチベーション向上につながっている。このように、小規模大学の特性を生かしながら、学生の主体的な活動を推進するため、使命（ミッション）である「一人ひとりを大切にする教育」に資する学生支援に取り組んでいることは高く評価できる。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、支援体制を整備して適切な学生支援を行っている。特に「パイオニア学長賞」については、特色ある取り組みとして高く評価できる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、「教務委員会」「学生サポート委員会」「障がい学生支援委員会」「就職進路支援委員会」等が中期計画の目標と行動計画に基づいて毎年度自己点検・評価を実施し、P D C Aサイクルを回して支援体制の拡充を図っている。また、「内部質保証委員会」は、自己点検・評価の結果を全学的な観点から評価を行い、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性の検証結果を「大学運営会議」に上程し、改善検討へと展開している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上は、上記の過程において、発達障がいの学生に対する合理的配慮の検討や「障がい学生」の学内での表記方法の検討を行うなど、多様な学生を支援すべく、改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、学生支援の取り組みの適切性について点検・評価し、改善・向上に向けて全学的に取り組んでいる。

<提言>

長所

- 1) 正課外活動や地域貢献活動等に積極的に取り組み、成果を上げた学生を表彰する「パイオニア学長賞」は、ロールモデルとなる学生の活動を学内に広く周知し、学生同士でその活躍を共有することで、さまざまなボランティア活動や地域貢献活動に取り組む学生のモチベーション向上につながっている。小規模大学の特性を生かしながら、学生の主体的な活動の推進に向けて、使命（ミッション）である「一人ひとりを大切にする教育」に資する学生支援に取り組んでいることは評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

学生の学習や教員の教育研究活動の環境や条件を整備するために、2020年に「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、建学の精神、使命（ミッション）及び教育目的の達成に向けて、「校地・校舎・設備の整備」「図書館、学術情報サービスの整備」「情報環境の整備」について、それぞれの整備に関する方

針を明示している。また、同方針には「研究倫理遵守」や「教育研究支援体制」の項目を設け、研究活動における不正防止や教育研究を支援するための体制を整えることを定めている。例えば、施設整備に関しては、同方針の「校地・校舎・設備の整備」に「学生の学修および教員の教育研究活動を推進するために、校地、校舎、施設および設備の維持管理ならびに安全性、利便性および衛生面を考慮し、効果的な環境整備に努める」こと定めている。なお、施設・設備に関する計画等については、上記の方針に基づき、理事会の諮問機関である「経営委員会」（2023年度からは「将来構想委員会」）で協議・検討し、理事会に答申している。

この方針は、ホームページを通じて学内外に周知・公表している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を適切に明示している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準を上回る校地及び校舎面積を有しており、キャンパス内には三鷹市や東京都から文化財等に指定を受けた建物群があり、見学者の受け入れなども行っている。

施設や設備等の維持管理は、「事務管理センター」が担当しており、建物の維持・補修、防犯カメラの設置を行うなど安全の確保に努めている。また、スロープや自動ドア、エレベーター、多目的トイレの設置など、バリアフリー化にも積極的に取り組んでいる。

ネットワーク環境、情報通信技術（ICT）等の整備については、セキュリティ面の安全性確保も含めて「情報システム管理委員会」及び「事務管理センター」が所管しており、教育研究上必要なソフトウェアの完備、無線LANの整備など、必要に応じて対応を行っている。また、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下においては、全学生に資金面での補助を行うとともに、教員には遠隔授業の環境を整備するための補助などを行っている。

情報倫理の確立に関する取り組みとして、学生に対して、新年度のオリエンテーションや必修科目において、個人情報やプライバシーの保護、情報セキュリティ、情報の適正な利用について説明している。また、教職員に対しては、毎年度、情報倫理に関するSD研修会を実施している。さらに、『CAMPUS LIFE GUIDE BOOK』に個人情報保護に関する取り扱いを掲載し、学生・教職員に配付している。

以上のことから、必要な校地及び校舎面積を有し、教育研究に必要な施設・設備を設けており、特に施設・設備面では、多様な利用者に対するさまざまな配慮を行っている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館は、学生の主体的な学習を支援するとともに、大学院学生・教員・附属機関の研究員の研究支援も行う重要な機関と位置づけ、学術情報サービスを展開している。特に、神学に関する書籍を多く取り揃えている。書庫の狭あい化対策として、2022年度より書籍の電子化等で不要となった図書・雑誌の大規模な除籍を行っている。また、2023年度には、書庫に空調を新設し、資料の保存環境を整えている。さらに、障がい学生への支援として、対象学生に対して館内の資料のテキストデータ化及びデータの提供、筆談でのレファレンスなどを行っている。なお、この取り組みは、2015年に文部科学省より「大学図書館における先進的な取組の実践例」として紹介されている。このように、「障がい学生コーディネーター」と図書館職員が連携し、図書館における障がい学生に対する支援に取り組んでいることは特徴的である。

図書館には、専任職員として図書館司書の資格を有する者を複数名配置している。より多くの学生に図書館を利用してもらえるよう、SNSを活用した情報発信や図書館でのテーマ展示、読書会や図書館の仕事体験、図書館外（学内）での出張イベントも行っている。

外部の学術コンテンツ、他の図書館とのネットワーク相互利用については、ガイダンス等において学術情報サービスの提供について周知するなど、図書館利用の重要性を示すとともに、整備にも努めている。

以上のことから、図書館の整備や学術情報サービスを提供するための体制を備え、特色あるサービスを提供しており、適切に機能している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

中期計画の「研究と地域貢献」の項目において、研究に関する基本的な考えを示している。具体的には、「教育理念に基づき、社会や地域の実態を把握し、ニーズに応える研究や地域貢献活動を推進する」ことを目標とし、そのために、「研究助成金の獲得、学内研究助成金の活用等を通じて、社会や地域のニーズに応える研究を行う」こと、「教員と地域社会による共同研究を行う」ことなどを行動計画として示している。

研究費は、全ての専任教員を対象に職制に応じた額を年度ごとに支給しており、研究計画に応じた追加支給の申請も可能としている。また、「学内研究助成奨励金制度」を設け、規程に基づき、年度ごとに教授会で募集時期や要項を周知したうえで応募を受け付け、採択者には助成奨励金を支給している。そのほか、外部資金の獲得に向けて「研究費申請書の書き方」等をテーマとした研修会の実施や

外部資金の獲得の実績がある教員へ事前相談ができる体制を整え、全学的な支援に取り組んでおり、採択件数も増加傾向にあることから、その成果が現れつつある。

なお、授業と会議日を調整し、教員の研究時間の確保に努めるとともに、専任教員に対しては、「専任教員サバティカル・リープ原則」に基づき、研究休暇を取得することを認めている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を整備し、教育研究活動の促進を図る取り組みを行っている。なお、今後も学生や教員に対し、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に維持することが望まれる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

「研究倫理委員会規程」に基づいて「研究倫理委員会」を設置し、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じている。また、「研究倫理規程」において、「人を対象とする研究」の定義を明示し、研究者、研究協力者及び研究支援者の役割等を定めるとともに、研究活動における基本理念や資料・データの管理、研究計画の審査についても示している。研究倫理の遵守に向けた具体的な取り組みとして、教員、学部学生及び大学院学生に対し、研究倫理の申請及び同委員会の承認を受けてから研究を実施することを義務づけている。さらに、教職員に対しては、SD研修において、eラーニングによる研修動画の視聴などをも行っている。これにより、個人情報保護への配慮、データの管理・漏えい防止の徹底などの重要性を確認し、研究倫理の遵守に努めている。

以上のことから、研究に携わる全ての学内構成員に対し、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、毎年度、中期計画及び3つの方針に基づき全学的な自己点検・評価を行い、施設・設備に関しては、「図書館委員会」「事務管理センター」でそれぞれの課題を把握し、「内部質保証委員会」が集約して「大学運営会議」に上程し、学長が各組織に改善を指示している。また、教育研究活動に関しては、教員からの「専任教員の職務の総合的 point 検・評価」の結果を受けて、学長が点検・評価している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みとして、「図書館委員会」及び「事務管理センター」で把握した課題については、各組織で改善に取り組んでいる。例えば、2023年度には、社会福祉士の資格取得を目指す学生のために、スタディールームを設置し、学生の学習環境の整備に取り組んでいる。また、学長

が各教員の教育研究活動の状況を点検・評価した結果を踏まえ、必要に応じて教員との個別面談を行っている。さらに、「施設の修繕計画」に基づき、2018年度には運動施設の改修、2019年度及び2021年度にはパソコン等の情報機器やネットワーク環境の刷新を実施している。

以上のことから、教育研究等環境の適切性の点検・評価を行っており、改善・向上に取り組んでいる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

教育研究成果を適切に社会に還元するために、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、「キリスト教的人間理解を基礎にして生活とこころ、いのちと魂を総合的・包括的にとらえる素養をもった対人援助の専門職、社会人の養成を旨とした教育・研究の資源をもつ。これを生かし、学外のさまざまな組織と連携をする」ことを明示し、「社会連携」「地域連携」「社会貢献」の項目ごとに方針を定めている。具体的には、「社会連携」として、「国内の行政組織、社会福祉法人、NPO法人、企業、諸団体等との連携および協力を図る」こと、「海外の諸団体、学術機関、NGO、宗教ネットワーク等との連携および協力を図る」ことを明示している。また、「地域連携」として、「地域自治体等との連携および協力を積極的に推進し、本学が有する知識やノウハウ等を地域へ提供し、学生や教職員が地域の活動へ参加することで、地域と本学の成長と発展を目指す」ことを定めている。

これらの方針については、ホームページに掲載し、学内外に周知・公表している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

学外組織との連携活動として、主にルーテル教会・諸学校との連携及び地方自治体との連携がある。

ルーテル教会・諸学校との連携活動のひとつとして、当該大学の設立母体に所属している全国の教会において、教員が毎年度「講壇奉仕」を行っている。この活動への参加を通じて各教員の教育研究の成果を社会に還元している。

地方自治体との連携については、2018年に三鷹市と「包括的な連携協力に関す

る協定」を締結し、少子高齢化や高齢者のみの世帯の増加に伴う包括的なケアニーズへの取り組みや地域における孤立の予防や児童虐待の防止などを含む子育て支援等に取り組んでいる。また、教育委員会や社会福祉協議会等に教員を委員として派遣することを通じて、大学の専門的な知見を地域課題の解決のために還元している。また、三鷹市が運営する「三鷹ネットワーク大学」に創設当初から参画しており、講座の開講やシンポジウムへのパネリスト派遣などに取り組んでいる。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進として、中期計画に定めた「教育理念に基づき、社会や地域の実態を把握し、ニーズに応える研究や地域貢献活動を推進する」という目的に基づき、地域交流として「地域福祉ファシリテーター養成講座」の開講や地域防災への貢献、スポーツイベントへの協力等、多様な活動を実施している。

「地域福祉ファシリテーター養成講座」については、三鷹市、武蔵野市、小金井市と各市の社会福祉協議会との共催で、市民を対象とし、住民の立場から地域の福祉課題や地域のなかで支援を必要としている人を見つけ、自らが持つ能力や人脈、社会資源を生かしながら、中立の立場で協働を促進・支援する人材を養成するための講座を開講している。2023年度からは、新たに調布市も加えた4つの市との連携事業に拡大している。くわえて、当該講座は、総合人間学部の学生向けに「地域支援技法Ⅰ、Ⅱ」の授業科目として履修できるようにしている。この授業では、学生は地域住民とともに「新たな支えあい活動」を検討し、企画・開発することを通じて、住民参加の意義と手法を学ぶ内容となっている。2023年度は、体験的な演習や講座修了生が始めた地域活動団体との実践交流会、フィールドワーク（活動団体の訪問）、団体運営者へのインタビューなど多様な形態で学びを深め、多世代と交流しながら学ぶ実践型の授業となっている。社会福祉分野の科目であるが、2023年度の学部改組により、5コースを3学系にしたことから、臨床心理を専攻する学生の履修も可能としており、全学的な取り組みに広げている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下にはオンラインを活用して開講したため、事例やその成果等を担当教員が学会にて報告・発表している。このように、連携先を増やすことで活動の幅を広げるとともに、社会福祉のみならず心理学を専攻する学生を対象を広げて開講するなど、取り組みを強化しながら福祉に関する地域課題の解決に取り組んでいることから、大学の専門性を生かした地域貢献活動として高く評価できる。

地域防災への貢献として、三鷹市及び小金井市と協定を締結し、避難所・広域避難場所・福祉避難所の指定を受け入れており、大学構内には必要な食料品や機材等を保管し、各種設備を整えている。また、2022年度には、三鷹市の総合防災訓練に職員及び学生が参加し、地域住民や関係機関とともに防災訓練や交流にも

取り組んでいる。

以上のことから、社会連携・社会貢献活動に取り組み、教育研究成果を社会に還元しており、特に「地域福祉ファシリテーター養成講座」については、特色ある取り組みとして高く評価できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価について、毎年度、学部・研究科等が実施する自己点検・評価において、主に附属機関が主体となって中期計画及び3つの方針に沿った教育研究活動の状況を点検・評価し、「内部質保証委員会」がその結果を集約する過程で課題を抽出し、「大学運営会議」に上程している。

「大学運営会議」は改善が必要と判断する事項について検討・整理し、学長が附属機関等に改善を指示している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上に関し、「内部質保証委員会」は、中期計画において行動計画として掲げていた複数の附属機関による共同事業が未実施であることを課題として「大学運営会議」に上程した結果、学長が各附属機関に対して改善を指示し、各附属機関において実施に向けた検討に取り組んでいる。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<提言>

長所

- 1) 近隣の自治体や社会福祉協議会と連携し、市民を対象とした「地域福祉ファシリテーター養成講座」を開講し、住民の立場から地域の福祉を促進する人材の養成に取り組んでいる。また、学生に対しては、当該講座を正課の授業科目として履修できる制度を設けており、2023年度からは社会福祉のみならず、心理学を専攻とする学生にも対象を広げて開講するとともに、連携先の自治体を増やすことで活動の幅を拡大・強化しながら福祉に関する地域課題の解決に取り組んでおり、大学の専門性を生かした地域貢献活動として評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

使命（ミッション）及び教育目的の実現に向けて、中期計画の「組織運営」の

項目において、「永続的な組織強化を目指し、戦略的な組織運営を行う」「適切な教員組織の編成とそれに基づく運営を行う」「適切な職員組織の編成とそれに基づく運営を行う」ことを目標として掲げている。この中期計画を実現するために「大学運営方針」を定め、「大学運営」と「財務」の項目別に方針を示している。例えば、「大学運営」については、「教育研究の充実および推進のため、公正さを保ち、迅速な手続きのもと、管理運営を行う」ことや「学長のリーダーシップのもと、適切な意思決定プロセスのもと、ガバナンス改革を推進する」ことを明示しており、適切に大学運営に関する方針を定めている。

この方針は、ホームページにて学内外に周知・公表している。また、中期計画に基づく点検・評価に取り組むことによって、学内構成員は「大学運営方針」や中期計画の内容及び進捗を再認識する機会となっている。

以上のことから、使命（ミッション）及び教育目的や中期計画等の実現に必要な大学運営に関する方針を明示している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の権限と責任については、学則に「学長は校務をつかさどり所属職員を統監する」ことを明示している。また、学長の選任方法と権限の明示に関しては、「学長選任規程」に基づき、理事会による「学長選考委員会」を設置し、評議員会での意見聴取、教授会での候補者の信任投票を経て、理事長が選任している。

大学の意思決定は、「執務執行規程」、「教授会規程」及び「大学院教授会規程」において、教授会の審議を経て学長が行うことを規定しており、意思決定に基づく執行等の整備においては、円滑な大学運営及び執行のため、学長・研究科長・学部長・学科長・大学教授会書記・事務長・事務次長で組織する「大学運営会議」を置くことを「大学運営会議規程」で規定している。このように、大学における権限・役割に関する事項を「教授会規程」及び「大学院教授会規程」に規定し、組織内の各機関の権限・役割を「執務執行規程」においても明確に規定するなど、権限・役割に関する規程等を整備している。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの役割・権限等を明示し、それに基づいた大学運営を行っている。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成及び予算執行は、「経理規程」等に基づき行っている。予算編成については、理事会が示す次年度の予算編成方針に則り、教授会及び職員会での方針説明を経て、各部門・部署の責任者に予算申請書類を配付し、提出された申請書

類の内容を「事務管理センター」が集計・検討するとともに、事務長・事務管理センター長が各部署の責任者へヒアリングを行っている。年度末には、常務会で予算編成の適切性を判断し、理事会・評議員に上程している。

予算執行については、「経理規程」及び「稟議規程」に基づき「事務管理センター」が対応を行っている。各部署の予算科目内での執行を原則としているが、所定の金額や予算額を超える執行の場合は、稟議書による決裁を必要としている。また、部署の予算に収まらない支出等が生じた場合には、学長・理事長が承認する仕組みとしている。さらに、期中に予算計上していなかった執行が必要になった場合については、理事会の承認事項としている。なお、「事務管理センター」では、予算執行の効果の検証や執行内容の有効性等も確認している。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学運営に関する事務組織については、「執務執行規程」で「企画広報センター」「事務管理センター」「学生支援センター」等を置くことを規定しており、適正な人員配置により効率的に業務を行うことができるよう、業務量と人員の適正化に向けた調整や適切な人事異動に努めている。

教学運営のための各委員会等は、教員と職員の両方が構成員となって運営しており、教職協働の運営体制となっている。

職員の採用・昇任等の人事については、「就業規則」に任命権者や手続等を規定しており、例えば、職員の採用にあたっては、事務長及び必要に応じて所属長の意見を聴取し、任命権者である学長が決定する手続となっている。

人事考課に関し、年度のはじめに掲げる各部門の目標に基づき、各職員は、個人の目標を設定し、業務の取り組み状況等を「業務振り返りシート」を用いて半期ごとに自己評価するとともに、管理職との面談を行うことで業務評価と処遇改善に取り組んでいる。なお、今後の職員配置等については、人員不足とならないよう、現在在籍している契約職員等を専任職員に登用する対応策等を検討している。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設けており、それらの事務組織は適切に機能している。今後は、全ての学生が卒業・修了するまで、適切な大学運営を行うために必要な事務組織を維持することに期待する。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

教職員の資質向上を図るため、「FD・SD委員会」が「FD・SD（ファカ

ルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント)の実施方針」に従って、建学の精神をテーマとした研修会のほか、ハラスメントの防止に関する研修や相談対応等に必要な権利擁護に関する研修、学生支援や職務能力の向上に資する研修等を実施している。いずれの研修も、教員と職員を対象としており、研修を通じて教職員の共通理解を深めるなど、教職協働の実現に向けたSDに取り組んでいる。なお、多くの研修会でグループディスカッションを行っており、教職員が対等な立場で意見交換を行う場となっている。

以上のことから、職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を適切に講じている。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、「内部質保証推進規程」に基づき、「内部質保証委員会」が管理運営に関する自己点検・評価を行い、改善を行っている。また、「外部評価委員会」を定期的に開催し、これまでに「公開講座や科目履修生制度への期待」「地域貢献活動、地域課題に関する研究などへの期待」などをテーマに評価を受けている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上について、「外部評価委員会」から継続的な大学運営を行うための情報共有や教職員間の労務管理を徹底すべきとの指摘を受けたため、「内部質保証委員会」はこれを課題としていたが、理事会において大学及び大学院の学生募集を停止することを決定したため、「大学運営会議」では、教職員間の労務管理を徹底するために、教職員の退職により業務に偏りが生じないように有期雇用での採用等を検討している。

監査については、法令に則り、公認会計士による監査、「監事監査規程」に基づく監事監査に加えて、「内部監査規程」に基づく内部監査を行っている。また、公認会計士、監事、内部監査室で監査結果の共有や情報交換を行う会議を毎年実施している。理事長は、各監査の結果の報告を受け、各部門・部署に対して改善に向けた指示を行っている。決算については、監事及び公認会計士による監査報告書を計算書類や事業報告書とともに理事会に報告している。

以上のことから、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2020年度から2024年度までの中期計画を策定しており、同計画では、「安定した財務基盤を確立する」ことを明示し、その実現のために「収入確保に関する計画を策定する」などの行動計画を示している。この中期計画に基づき、2023年度に「中長期財務計画」を策定し、2027年度の経常収支差額をプラスとすることを目標に掲げ、将来的な収入構造の健全化、法人全体としての人件費の抑制や施設・設備の拡充などの財務運営の基本目標を定めている。また、「中長期財務計画」において、2019年度の大学の授業料改定等を踏まえ、2022年度までの決算に基づく2023年度から2031年度までの財務シミュレーションを行った。

しかしながら、2024年3月に2025年度からの大学及び大学院の学生募集を停止し、閉学することを決定したことから、改めて財務シミュレーションを行い、キャッシュフローの状況を分析し、資金確保に向けての具体策を再検討している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「その他学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに、人件費比率は高く、教育研究経費比率は低い。また、事業活動収支差額比率は、法人全体では2020年度及び2022年度には同平均より高くなっているものの、大学部門は低い状況が続いている。

貸借対照表関係比率は、同平均と比べ、流動比率及び純資産構成比率は低く、総負債比率が高くなっている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は2022年度以降低下しており、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」は一定して高い水準にある。そのため、現時点では教育研究活動を遂行するうえで必要な財務基盤を確立しているとはいえない。

外部資金については、全教員を対象に申請に向けた研修会を実施し、科学研究費補助金の獲得を推進するとともに、後援会や教会・教団からの寄付金を受け入れており、一定の成果を上げている。

なお、項目①にて既述したように、改めて作成した財務シミュレーションによると、学生募集停止等に伴う収入減は教育研究のために必要かつ十分な資金確保に影響していることから、閉学までの教育の質を担保できるよう、資金確保の施策を実行することが強く求められる。

以上

ルーテル学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	寄附行為
	大学ウェブサイト（建学の精神とその使命）
	大学ウェブサイト（学則）
	CAMPUS LIFE GUIDE BOOK 2023
	講義概要 人間福祉心理学科（2023年度入学者用）2023
	講義概要 人間福祉心理学科（2022年度以前入学者、2023年度編入学者用）2023
	クヌーテン講演会 資料
	大学院要項 社会福祉学専攻／臨床心理学専攻 2023
	FD・SD研修会の内容・参加状況（2018-2023）
	大学ウェブサイト（情報公開_中期計画 2020-2024）
	学校法人ルーテル学院 理念構成図
	チャペルメッセージ集「カーハル」 2022
	2 内部質保証
ルーテル学院大学 内部質保証の方針	
教授会議事・職員会議議事録（2020.9-10）内部質保証推進規程・内部質保証の方針の周知	
大学ウェブサイト（各種方針_内部質保証の方針）	
大学ウェブサイト（各種方針_内部質保証の方針_ルーテル学院大学内部質保証推進体制（図））	
大学ウェブサイト（各種方針_内部質保証の方針_ルーテル学院大学内部質保証システム（図））	
学校法人ルーテル学院 執務執行規程	
ルーテル学院大学 教学マネジメント規程	
教学マネジメント議事録（2021-2022）	
自己評価委員会議事録（2019年1月）	
外部評価委員会報告書（2020-2022）課題や指摘事項に対する取り組みを含む	
自己点検評価報告 基本方針と執筆依頼（2020年12月）	
内部質保証委員会委員名簿	
大学ウェブサイト（各種方針_ポリシー策定の全学的な基本方針）	
大学ウェブサイト（各種方針_卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー））	
大学ウェブサイト（各種方針_教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー））	
大学ウェブサイト（各種方針_入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー））	
大学ウェブサイト（情報公開_自己点検・評価・アンケート_自己点検・評価報告書 2018-2022）	
ルーテル学院大学 専任教員の職務の総合的 point 検・評価規程	
ルーテル学院大学 専任教員の職務の総合的 point 検・評価 運用内規	
ルーテル学院大学 大学評価結果に係る改善活動概要	
大学ウェブサイト（大学概要_情報公開_自己点検・評価・アンケート_授業評価報告書）	
大学ウェブサイト（大学概要_情報公開_自己点検・評価・アンケート_学外アンケート結果概要）	
大学ウェブサイト（大学概要_情報公開）	
3 教育研究組織	
	ルーテル学院大学附属「ルター研究所」規約
	大学ウェブサイト（ルター研究所）
	ルーテル学院大学大学院附属「臨床心理相談センター」規程
	大学ウェブサイト（臨床心理相談センター）
	ルーテル学院大学附属「コミュニティ人材養成センター」規程
	大学ウェブサイト（コミュニティ人材養成センター）

	ルーテル学院大学大学院附属「包括的臨床コンサルテーション・センター」規程
	大学ウェブサイト（包括的臨床コンサルテーション・センター）
	日本ルーテル神学校附属「デール・パストラル・センター」規程
	日本ルーテル神学校ウェブサイト（デール・パストラル・センター）
	大学運営会議議事録（2023年5月）附属機関・センター点検・評価
	ルター研究所運営委員会議事録
	臨床心理相談センター運営委員会議事録
	地域福祉ファシリテーター養成講座 9者会議議事録
	社会福祉学系実習会議議事録
	包括的臨床コンサルテーション・センター運営委員会議事録
	デール・パストラル・センター運営委員会資料
4 教育課程・学習成果	大学院案内パンフレット（JAPAN LUTHERAN COLLEGE GUIDE BOOK 2024）
	教授会提案資料（2022年7月）大学院ディプロマ・ポリシー改正
	大学ウェブサイト（シラバス（講義概要）_履修系統図）
	授業時間・授業回数の変更案内
	大学ウェブサイト（シラバス（講義概要））
	遠隔授業1 授業の設計準備
	遠隔授業2 ポータルの活用
	遠隔授業3 ZOOM活用
	大学・大学院・神学校時間割 2021
	新型コロナウイルス モニタリング検査の協力について
	入学前スクーリング案内・課題
	入学前スクーリング実績
	大学ウェブサイト（大学院_社会福祉学専攻）
	大学ウェブサイト（大学院_臨床心理学専攻）
	学位プログラムレベルでの教育課程の検証 各学系会議議事録
	新入生オリエンテーションスケジュール 2023
	学生アドバイザー 教員・新入生向け案内文書
	モニタリング科目について
	修学アドバイザー資料
	修学アドバイザー制度利用実績
	大学図書館ウェブサイト（図書館紹介_アクティブラーニングスペース）
	シラバス記入要領
	リフレクションペーパー
	大学ウェブサイト（地域福祉ファシリテーター養成講座）
	成績確認願
	大学ウェブサイト（大学院_学位論文の評価基準）
	教授会報告資料（2023年1月）教務委員会 卒業論文評価基準について
	教授会報告資料（2022年5月）教務委員会「学びの成果」の運用について
	ルーテル学院大学 学びの成果 評価表
	卒業時アンケート
	ソーシャルワーク実習指導 ルーブリック評価
	社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格者数・合格率 2018-2023
	公認心理師・臨床心理士資格試験合格者数 2018-2023
5 学生の受け入れ	大学院案内 2024
	2021 年度入試ガイド
	2024 年度入試ガイド
	2024 年度入学試験要項 ルーテル学院大学
	2024 年度大学院入学試験要項 ルーテル学院大学大学院
	大学ウェブサイト（学費）
	大学ウェブサイト（入試・入学案内_奨学金）
	入試委員会規程
	アドミッション構想会議議事録
	学びの計画書
	面接ガイドライン 2023

	受験上・修学上の配慮が必要な方へ オンライン面接案内 ルーテル・リカレント「学びへの扉」オンライン講座・授業体験週間 チラシ 2022年度入試データに関する分析 記述式小課題
6 教員・教員組織	学校法人ルーテル学院 就業規則 ルーテル学院大学 専任教員の職務の総合的点検・評価規程 ルーテル学院大学 専任教員の職務の総合的点検・評価 運用内規 大学ウェブサイト (各種方針_大学の求める教員像と教員組織の編制方針) ルーテル学院大学 専任教育職員人事規程 (職位決定・任用・昇任) ルーテル学院大学 大学院担当教員資格規程 ルーテル学院大学 大学院担当教員審査基準 大学ウェブサイト (教員紹介_大学院教員) 2023年度専任教員一覧 ルーテル学院大学 大学運営会議規程 校務分担表 ルーテル学院大学 ティーチング・アシスタントに関する規程 ルーテル学院大学 ティーチング・アシスタント運用ガイドライン ルーテル学院大学 学部長、学科長、コース主任及び副主任選任規程 学校法人ルーテル学院 FD・SD委員会規程 大学ウェブサイト (各種方針_FD・SDの実施方針) FD研修会資料 学校法人ルーテル学院 専任教員サバティカル・リーブ原則 学校法人ルーテル学院 学内研究助成奨励金規程 大学ウェブサイト (教員紹介_学部教員) 大学ウェブサイト (ルーテル学院研究紀要)
7 学生支援	大学ウェブサイト (各種方針_学生支援に関する方針) 社会福祉士国家試験対策講座 保育士筆記試験対策講座 大学ウェブサイト (各種方針_障がい学生支援方針) 障がい学生支援について リーフレット 大学図書館ウェブサイト (障がい者サービス) 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業資料 休学中の学生への連絡 大学ウェブサイト (奨学金_特待生制度) 大学ウェブサイト (ヒューマンケア専門家育成のための学生納付金全額免除奨学制度) 2022年度ルーテル学院大学学生相談室活動報告 学校法人ルーテル学院 ハラスメントの防止体制等に関する規程 相談のしおり こころとからだの健康調査 学校法人ルーテル学院就職進路支援委員会規程 大学ウェブサイト (キャリア支援) 大学ウェブサイト (愛祭) ルーテル学院大学 バイオニア学長賞規程 大学ウェブサイト (ルーテル学院だより 152号) スポーツボランティアサークル活動記録
8 教育研究等環境	大学ウェブサイト (各種方針_教育研究等環境の整備に関する方針) 経営委員会規程 ルーテル学院 施設設備改修計画 三鷹市ウェブサイト (市登録文化財一覧) ルーテル学院大学 東京都都市整備局ウェブサイト (東京都選定歴史的建造物詳細 81) ルーテル学院大学 毎日新聞「レトロの美」ルーテル学院大学チャペル 大学ウェブサイト (情報公開_教育研究上の基礎的な情報_施設_建物の耐震化率) 外壁防水工事 範囲 防犯カメラ設置 追加箇所

	電話交換機更新機能追加お知らせ
	みたかバリアフリーガイドおでかけ情報ウェブサイト (ルーテル学院大学)
	遠隔授業環境整備給付金 (学生案内) 2020
	情報システム管理委員会啓發文書
	大学図書館ウェブサイト
	文部科学省ウェブサイト 大学図書館における先進的な取組の実践例 (Web 版) 平成 27 年度 (ルーテル学院大学)
	東京西地区大学図書館協議会ウェブサイト 2018 年度サマーセミナー報告「視覚障がい者への図書館サービスについて」
	放送大学番組 読みたいに答える図書館～読書バリアフリーの理論と実践
	機関リポジトリウェブサイト (ルーテルリポジトリ)
	機関リポジトリウェブサイト (紀要のリポジトリでの公開に関するお願い)
	大学図書館ウェブサイト (利用案内_学外の方)
	図書送付貸出・文献複写送付について
	図書館展示・イベント ポスター
	図書館報 Bugenhagen
	研究費支給に関する資料
	学校法人ルーテル学院 学内研究助成奨励金規程
	学内研究助成奨励金 採用実績
	科学研究費 実績 (研究継続中)
	学校法人ルーテル学院 専任教員サバティカル・リーブ原則
	学校法人ルーテル学院 教員研修規程
	学校法人ルーテル学院 研究倫理委員会規程
	学校法人ルーテル学院 研究倫理規程
9 社会連携・社会貢献	大学ウェブサイト (各種方針_社会連携、社会貢献に関する方針)
	るうてる法人会連合ウェブサイト
	るうてる法人会連合ウェブサイト 書籍『未来を愛する希望を生きる』『キリストの愛を伝え共に成長する』
	講壇奉仕 各個教会への案内 2022
	大学ウェブサイト (ルーテルのネットワーク_ルーテル諸学校)
	ルーテル諸学校代表者会・キャンパスミッション協議会開催案内 2022
	大学ウェブサイト (ルーテルのネットワーク_国際ネットワーク)
	大学図書館ウェブサイト OPAC『アジアの視点で読むルターの小教理問答』
	大学図書館ウェブサイト OPAC『世界の社会福祉年鑑 2023』
	ルーテル学院大学と三鷹市との包括的な連携協力に関する協定書
	大学ウェブサイト (地域連携・社会貢献)
	相互友好協力協定書 (調布市)
	大学ウェブサイト (コミュニティ人材養成センター_スキルアップ講座)
	三鷹市ウェブサイト (地域ケアネットワーク)
	大学ウェブサイト (教員紹介_大曲睦恵_学会活動および地域・社会における主な活動)
	三鷹ネットワーク大学ウェブサイト (会員情報)
	三鷹ネットワーク大学ウェブサイト (三鷹まちづくり研究所「まちづくり研究員」事業)
	三鷹ネットワーク大学ウェブサイト (新型コロナウイルス時代の地域ケアを考えるトークセッション)
	三鷹ネットワーク大学ウェブサイト (三鷹ネットワーク大学開設 15 周年記念事業)
	三鷹市立第四中学校職場体験・第二中学校校外学習 資料
	YouTube 三鷹市スポーツと文化部公式チャンネル (みたかダンス 踊ってみた_チリチリダンス)
	三鷹市 災害時における避難所等施設利用に関する協定 覚書
	クリスマスチャペルコンサート チラシ
	クリスマスチャペルコンサート アンケート結果
	JELA カンボジア・ワークキャンプ 案内・報告会ポスター
	バングラデシュスタディツアー 案内・報告会ポスター
	リトアニア・日本2か国間セミナー チラシ
	短編ドキュメンタリー映画“Live Till I Die”
	大学ウェブサイト (公開講座)
	大学ウェブサイト (ルター研究所_ルター新聞)

	大学ウェブサイト (ルター研究所_動画一覧_「ルターの聖書翻訳 500 年」クリスマス講演会)
	大学図書館ウェブサイト OPAC 『ルーテル学院大学大学院臨床心理相談センター紀要』
	大学ウェブサイト (包括的臨床コンサルテーション・センター_プログラムと登録料)
	『対人援助実践を紐解く：スーパービジョン体制からの理解』
	神学校ウェブサイト (デール・パストラル・センター_だいたいな人をなくした子どもと保護者の集まり)
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	規程集
	学長選任規程
	学部長、学科長、コース主任及び副主任選考規程
	研究科長、専攻主任選任規程
	教授会規程
	大学院教授会規程
	大学ウェブサイト (大学紹介_法人情報)
	2020 年前期遠隔授業についてのアンケート調査
	授業形態と学習実態に関するアンケート改善のための調査 (FD 資料)
	ハイブリッド授業の運営について (FD 資料)
	授業形態と学習実態に関するアンケート報告書
	初年次アンケート
	緊急感染症対策本部資料
	経理規程
	2023 年度予算編成方針
	稟議規程
	就業規則
	業務振り返りシート
	2022 年度 SD 研修会資料
	監事監査規程
	内部監査規程
	公認会計士による監査報告及び監事による監査報告書
	2022 年度事業報告書
10 大学運営・財務 (2) 財務	学生納付金資料
	2022 年度財産目録
	中長期財務計画
	2023 年度給与について
	財務計算書類 (6 ヶ年分)
	5 ヶ年連続財務計算書類
その他	大学基礎データ 表 2 (2024 年度)

ルーテル学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
2 内部質保証	大学ウェブサイト（各種方針_内部質保証の方針_ルーテル学院大学内部質保証システム（図））修正
	自己点検・評価（2023年度学内報告用）
	内部質保証委員会議事録（2024年1月）
	大学運営会議議事録（2024年4月）
	FSDS 研修会プログラム（2024年7月）
	専任教員の職務に関する総合的点検・評価【入力フォーマット】
	大学ウェブサイト（資格就職_就職進路データ_大学院）
	大学ウェブサイト（情報公開_教育研究上の基礎的な情報_学修の成果に係る評価（大学院））
3 教育研究組織	大学運営会議議事録（2021年7月）
	学部長選任・コース副主任廃止に係る資料
	内部質保証委員会議事録（2023年6月）
	包括的臨床コンサルテーション・センター運営委員会議事録（2023年6月）
4 教育課程・学習成果	成績確認願
	教務委員会 卒業論文評価表検討作業チーム議事録（2024年9月）
	FSDS 研修会プログラム（2021年10月）
	教学マネジメント議事録（2022年5月）
5 学生の受け入れ	学生募集停止に関する通知文
6 教員・教員組織	専任教員科目数（2022年度）
	専任教員科目数（2023年度）
7 学生支援	障がい学生支援委員会議事録（2021年7月）
	障がい学生支援委員会議事録（2022年9月）
8 教育研究等環境	情報システム管理委員会規程
	情報システム管理委員会議事録（2019年10月）
	図書館委員会議事録（2020年4月）
	大学運営会議議事録（2024年5月）
	文献複写サービス学生への案内文
	情報システム管理委員会議事録（2021年12月）
	ネットワーク概念図
9 社会連携・社会貢献	三鷹市ケアネットワークにしみたか資料
	三鷹市生涯学習審議会・三鷹市社会教育委員会議からの意見
	みたか社協地域福祉活動計画（2019～2022年度）（冒頭「ごあいさつ」参照）
	大学ウェブサイト（ルーテル ONLINE_ルーテル学院だより 155号「地域支援技法」）
	三鷹市総合防災訓練資料
	大学ウェブサイト（ルーテル ONLINE_ルーテル学院だより 153号「三鷹市総合防災訓練参加報告」）
	内部質保証委員会議事録（2023年4月）
自己点検・評価（2022年度学内報告用）	
10 大学運営・財務 （1）大学運営	稟議書様式
	内部質保証委員会議事録（2024年4月）
その他	実地調査プレゼン資料
	地域福祉学会発表スライド
	包括的臨床コンサルテーション・センター合同報告会抄録集
	キャッシュフロー計算書推移

